

## 『詳解商業登記【全訂第3版】』変更内容（頁順一覧）

巻・頁	行	変更前（赤字は変更部分）	変更後（赤字は変更部分）
上巻 567 頁	4・5 行	定款認証の手数料は <b>5万円</b> である（公証人手数料令 35）。	定款認証の手数料は、 <b>成立後の株式会社の資本金の額が100万円未満のものは3万円、当該額が100万円以上300万円未満のものは4万円、それ以外のものは5万円</b> である（公証人手数料令 35）。
上巻 882 頁	1・2 行	<b>定款の定めによっても選任決議の定足数については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1未満に下すことはできないこと、</b>	<b>（削除）</b>
上巻 882 頁	4 行	<b>（追加）</b>	<b>なお、選任決議の定足数については、定款の定めによって、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1未満にすることができる。</b>